

福岡県医発第633号（地）

平成17年6月24日



各医師会長 殿

各看護学校長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



看護職員需給見通し策定のための調査の実施について

標記の件につきまして、調査の実施については、平成17年5月2日付福岡県医発第278号（地）にてお知らせいたしておりましたが、今般、福岡県保健福祉部より別添のとおり調査についての協力依頼があり、平成17年6月23日開催いたしました本会第8回全理事会で協議の結果、協力することとなりました。

本調査は、6月下旬に別添の調査票にて病院、有床診療所、看護師等学校養成所等を対象に行われますが、福岡県において調査内容が若干変更されており、また、福岡県独自のアンケート「看護職員確保に関するアンケート」が追加となっております。

つきましては、調査の重要性からなるべく多くの施設へご協力いただきたいと思いますので、貴会並びに貴校におかれましても本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 調査対象の施設には、福岡県保健福祉部より直接、調査依頼及び調査票が送付されます。
- 2) 調査表にご記入いただいた内容は集計の目的のみ利用され、各個別の名称や記載内容については一切公表しないとのことです。
- 3) 日本医師会においては、行政の看護施策を充実されるためには、本調査が、現場の不足状況をきちんと示すものでなければならないとしております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

上記調査にご協力をお願いいたします。調査票は該当医療機関へ直接送付されます。

17医指第878号
平成17年6月21日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長
(看護指導係)



看護職員需給見通し策定に係る調査の実施について（協力依頼）

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、看護職員需給見通し策定のため、別紙調査票に基づき実態調査を実施することとしております。

つきましては、実態調査の実施にあたり貴会会員の協力について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

1 添付資料

- (1) 関係団体への調査依頼文
- (2) 調査票（看護職員確保に関するアンケート含む）
- (3) 記入要領
- (4) 第六次看護職員需給見通し策定方針
- (5) 参考資料

連 絡 先

保健福祉部医療指導課看護指導係

TEL 092-651-1111 (内線3147) 担当 鎌田・猪股

TEL 092-643-3276 (ダイヤル)

FAX 092-643-3277

各医療関係施設の長
各看護師等養成所の長 殿
各市町村長

福岡県保健福祉部医療指導課長

看護職員需給見通しの策定に係る実態調査の実施について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の医療技術の進歩や患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により療養生活支援の専門家としての看護職員の役割はますます大きくなっています。

一方で、少子化に伴う18歳人口の減少等から、看護職員の養成数の増加に多くを期待することは困難な状況にあり、今後、医療安全の確保、適切な在宅医療の提供など、質の高い医療サービスの提供を実現するためには、上記の状況を踏まえ、時代のニーズに応えられる看護職員を質・量ともに確保していくことが必要であります。

このようなことから、今日、厚生労働省において、今後の看護政策の方向を考える上で重要な基礎資料となる「第六次看護職員需給見通し」（平成18年から平成22年までの5年間）の策定方針が示され、これに伴い、医療関係施設等における看護職員の就業状況や今後の確保予定などを把握するために、実態調査を実施する必要性が生じました。

つきましては、「第六次看護職員需給見通し」の策定についてご理解のうえ、下記の調査についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査表にご記入いただいた内容は集計の目的にのみ利用させていただき、各個別の名称や記載内容については一切公表いたしませんので申し添えます。

記

- 1 添付資料 ①調査票（看護職員確保対策に関するアンケートを含む）
②記入要領
③第六次看護職員需給見通し策定方針
④参考資料
- 2 提出日 ご多忙中におそれいますが、平成17年7月22日（金）までに同封の返信用封筒にて調査票をご返送ください。

担当： 看護指導係 鎌田・猪股
TEL 092-643-3276
FAX 092-643-3277

「第六次看護職員需給見通し」策定のための実態調査 の実施にあたってのご協力について

○本調査は、厚生労働省において策定する「第六次看護職員需給見通し」の基礎となる、都道府県における需給見通しを把握するための資料となるものです。

○調査票記入に当たっては、「第六次看護職員需給見通し策定方針」を踏まえ、記入要領をご参照いただきながら、各施設の判断の下、記入をお願いします。

○本調査のデータ及び結果について、「第六次看護職員需給見通し」策定及び今後の看護職員確保対策以外の目的に使用することはございません。また、調査票の情報管理については厳重に取扱い、個別の名称を公表することはありません。ただし、統計的な取りまとめ結果については、厚生労働省に報告するほか、公表することがあります。

○看護職員の需給見通しは、看護政策の方向を考える上で重要な基礎資料であり、皆様におかれましては、調査の趣旨をご理解いただいた上、是非ともご協力をお願いいたします。